

「寄付金控除」についてのご案内

(公財)九州交響楽団

九州交響楽団は、福岡県知事より「公益法人」の認定を受けた公益財団法人でございます。九州交響楽団への寄付金は、税制上の優遇を受けることができます。

個人が支出した寄付金については、特定寄付金として確定申告を行い、「寄付金控除」を受けることができます。「寄付金控除」は、「所得控除」と「税額控除」のどちらか効果が大きな方を適用することができます。また、九州交響楽団への寄付金は、福岡県及び福岡県内市町村が条例指定した寄付金です。福岡県にお住まいの方は、個人住民税の控除を受けることができます。但し、北九州市、久留米市、糸島市は県民税控除のみの適用になります。

寄付金控除

①「所得控除」、②「税額控除」のうち、どちらか効果が大きい方を適用することができます

①「所得控除」

所得控除額＝寄付金額(※1)－2,000円

<所得控除を適用するために必要な書類>

- ・ 寄付金控除に関する事項を記載した確定申告書
- ・ 寄付金領収書

②「税額控除」

税額控除額(※2)＝[寄付金額(※1)－2,000円]×40%

<税額控除を適用するために必要な書類>

- ・ 寄付金特別控除に関する事項を記載した確定申告書
- ・ 寄付金領収書(※3)
- ・ 税額控除に係る証明書(写)

※1 寄付金額・・・総所得額等の40%相当額を限度とする

※2 税額控除額・・・算出税額の25%相当額を限度とする

※3 寄付者の氏名・住所、寄付を受けた法人の名称・住所、寄付を受けた年月日、寄付金の用途を記載

寄付金控除の詳細については、最寄りの税務署へお問い合わせください

個人住民税控除

九州交響楽団への寄付金は、福岡県及び福岡県内市町村が条例指定した寄付金です。

福岡県にお住まいの方は、個人住民税の控除を受けることができます。

(但し、北九州市、久留米市、糸島市は県民税控除のみ)

- ・ 県民税控除額(※4)＝[寄付金額－2,000円]×2%
- ・ 市町村民税控除額(※4)＝[寄付金額－2,000円]×8%

<個人住民税控除を適用するために必要な書類>

- ・ 個人住民税控除に関する事項を記載した確定申告書
- ・ 寄付金領収書
- ・ 税額控除に係る証明書(写)

※4 県民税、市町村民税控除額は合わせて、総所得金額等の30%相当額を限度とする。

個人住民税控除の詳細については、福岡県税務課又は各市区町村の税務部門へお問い合わせください

以上

令和2年4月